

旭川市行財政改革推進プログラム

平成16年(2004年)2月

旭 川 市

旭川市民の皆様，そして市職員へ

市では，このたび，厳しい財政状況を克服し，地方分権時代にふさわしい自立した行財政運営を推進するため，「旭川市行財政改革推進プログラム」を策定いたしました。

このプログラムは，平成15年10月の旭川市行財政改革懇談会の提言や，意見提出手続（パブリックコメント）などを通じて市民の皆様から寄せられた御意見等を踏まえながら，平成18年度当初までに行う改革について，取組の内容や年次等を明らかにしたものです。

プログラムの推進に当たりましては，コスト意識の徹底や不断の創意工夫に努めることはもとより，「市役所はまちづくり事務局である」との立場を鮮明にすることにより，職員の意識改革を促し，職員一人一人が，市民と同じ目線に立ち，自らの仕事に対し説明責任を果たすよう努めてまいります。

自治体を取り巻く環境は，今なお，冬の厳しさにさらされておりますが，市民の信頼と期待に応えるため，私自身が職員三千三百人の先頭に立って，行財政構造の再構築に向け全力を尽くす決意でありますので，引き続き，市民の皆様のご御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成16年2月26日

行財政構造改革推進本部長

旭川市長 菅原 功 一

目 次

新たな行財政改革の必要性	-----	1
プログラムの性格	-----	2
今後の財政見通しと財政運営	-----	2
改革を進める新たな視点	-----	4
4つの改革プロセス	-----	5
推進期間	-----	6
推進体制	-----	6
個別の推進事項	-----	6

資料1 旭川市行財政構造改革推進本部設置要綱

資料2 旭川市の新しい行財政改革2-1の提言（提言部分のみ抜すい）

資料3 旭川市行財政改革推進プログラム策定の概念図

新たな行財政改革の必要性

市では、平成7年度に「旭川市行政改革大綱」及び「旭川市行政改革推進計画」を策定し、これまで、個別推進項目50項目のうち43項目を実施(着手を含む。)しました。この間、中核市への移行や介護保険制度の施行など、新たな行政需要に対応し、一方で、行政評価制度の導入等を行いながら、事務事業の効率化や民間委託、組織機構のスリム化などを進めてきたところで

す。しかしながら、自治体を取り巻く社会経済環境は、少子高齢化や高度情報化が一層進展するとともに、雇用や環境問題の深刻化、地方分権による国や北海道との新たな関係などに見られるように急激に変化をしております。

また、長引く景気低迷による市税収入の落ち込みなどの一般財源の減少、さらに、扶助費、公債費等の義務的経費の増加などにより、本市の財政は極めて厳しい状況に置かれています。

したがって、こうした状況を的確にとらえながら、従来の右肩上がりの成長を前提とした行財政構造から脱却し自立した行財政構造への転換を図るため、市民と行政の役割分担に基づく公共サービスの提供や本市に見合った安定した財政基盤の確立などに向けて、新たな取組を進めることが急務となっております。

中核市

都道府県から事務権限の一部を移譲し、できる限り住民の身近で行政を行えるよう平成6年の地方自治法の改正により創設された。政令指定都市以外の都市で、規模や能力が比較的大きな都市が指定される。平成15年4月現在、本市を含めて全国に35市

行政評価制度

効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性を確保するため、市が実施する事務事業等を自ら評価し、改善すること。

一般財源

市が自らの判断で使うことができるお金。市税や国から交付される地方交付税などの収入のこと。なお、「地方交付税」とは、標準的な行政を実施するために必要な経費を算定し、市税収入などがこれを下回る場合には、その不足分を補う形で、国の税金から一定の割合で交付されるお金のこと。

扶助費

生活保護や老人福祉事業、児童福祉事業などの経費

公債費

市債(市が事業を実施するために国や金融機関から借り入れる長期借入金)の返済に充てるお金

プログラムの性格

このプログラムは、次に掲げる考えに基づき、当面の推進事項を整理したものです。

- 1 「旭川市行政改革大綱」に示された基本的な考え方や方針などを継承し、平成14年度の「行財政構造改革（リノベーション）」の推進施策のうち、「職員数250人の削減」及び「行財政構造の再構築」の取組を継続します。取組に当たっては、旭川市行財政改革懇談会の提言や市民の意見等を反映し、具体化に努めます。
- 2 第6次旭川市総合計画を推進するため、必要な財源確保に努めます。併せて、次期総合計画の策定に向け、今後のまちづくりの方向性を展望し、基盤づくりに努めます。
- 3 最近の社会経済環境の変化や、今後、予想される新たな変革に積極的に対応します。

リノベーション

Renovation 改革，刷新を意味する英語

第6次旭川市総合計画

平成8年度から平成17年度までを期間とするまちづくりの指針となる計画。基本構想，基本計画及び実施計画・地域計画から成る。

今後の財政見通しと財政運営

今後の財政見通しは、一般会計について過去の決算の状況と平成15年度当初予算の数値を基礎に収支見通しを試算した結果、経常収支はほぼ横ばいで推移するものの、公共投資や政策的事業などの臨時的経費を平成15年度の水準に維持するためには、平成16年度及び平成17年度の2か年でおおよそ30億円の一般財源が不足するものと見込まれます。

従来は、市税の減収と扶助費や公債費、公共施設の管理費などの経常的経費が増加する中で、この不足分を補うために臨時的経費を抑制するとともに、基金の取崩しや市債の追加を行うなど財源の確保に努めてきましたが、基金

も残りわずかとなり，今後，更に計画的な財政運営に取り組まなくてはなりません。

したがって，財政運営にかかわる各種の目標値を設定し，その達成に向けて取り組むための方策を明らかにするとともに，少ない財源でより効果的に事業を推進する手法を導入するなど，持続可能な財政運営を確立する観点から改革に取り組みます。

一般会計

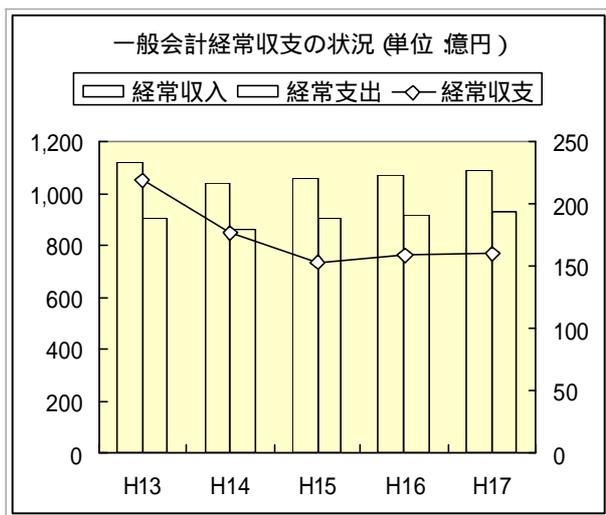
道路や公園の整備，学校の建設，福祉事業，市民活動，ごみ処理，健康づくりなど，市民生活全般にわたる支出や収入などを経理する会計で，予算の一番基本的なもの。市の予算総額の6割近くを占める。

経常収支

人件費，扶助費，公債費など経常的に支出する経費と地方税や地方交付税，地方譲与税など経常的な収入との差のこと。

基金

特定目的のために，財産を維持し，資金を積み立て，又は定額の資金を運用するために設けるもの

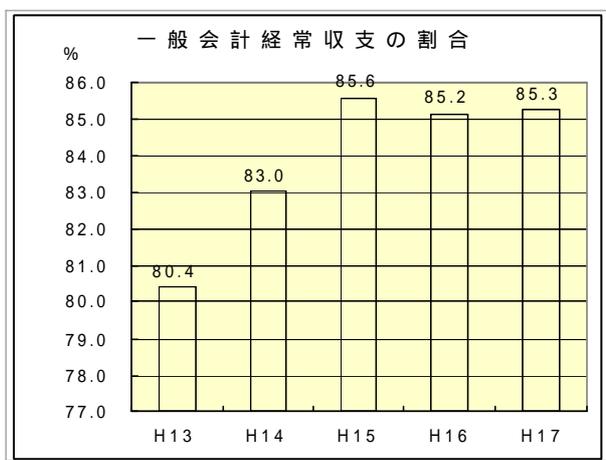


いずれのグラフも，

H13，H14は，各年度決算

H15は，当初予算

H16，H17は，推計の数値



改革を進める新たな視点

右肩上がりの成長や急速な景気回復が望めない中では、行政がすべての公共サービスを担い、多様化、複雑化する市民ニーズに十分に対応するには自ずと限界があります。将来にわたって、公共サービスの質を保ち、一方で、新たな市民ニーズに対応するためには、個々の市民をはじめ、地域コミュニティー、民間非営利団体（NPO）、企業など、幅広い意味での「市民」が、自立的・主体的に公共サービスを担うことが必要となります。その環境づくりなどに向け、これまでも増して力を注いでいくことが、これからの行政の役割と考えます。

したがって、このプログラムの推進期間においては、従来の改革の視点に加えて、新たに次の視点を持って改革を進めます。

1 基本的視点

補完性の原理

公共サービス全体を視野に「自助、互助、公助」の観点から、個人ではできないことを地域や団体が担い（＝個人ができることは自らの責任で行う。）、地域や団体ではできないことを行政が担う（＝地域や団体ができることは自らの責任で行う。）という「補完性の原理」を基本的な視点に据えます。

2 見直しの視点

(1) 行政資源配分の最適化

事務事業の効果について、市民の目線で客観的に点検・評価する仕組みの充実を図り、行政が持つ、ヒト、モノ、カネなどの限られた資源を効果的かつ効率的に配分する「行政資源配分の最適化」の視点を持って、事務事業を見直します。

(2) 協働手法の優先化

市民と行政の役割分担を明確にし、協働による事業分野の拡大などの環境整備に努めるとともに、アウトソーシング等により市民や民間の活力を最大限に生かす「協働手法の優先化」の視点を持って、事務事業を見直します。



コミュニティ

居住地や関心を共にすることで営まれる共同体

NPO

Nonprofit Organization の略。保健、医療、福祉、環境、文化等様々な分野で活動を行っている民間非営利団体

補完性の原理

一般には、市町村にできることは市町村が、市町村にできないことは都道府県が、都道府県にできないことは国が担うというように、基礎的自治体と広域自治体、国との関係で使われることが多い。このプログラムでは、市民、団体、地域などと市の関係に置き換えて用いている。

協働

市民と市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うこと。

アウトソーシング

外部委託、外注などと訳され、事業や業務の一部を外部に委ねること。

4つの改革プロセス

次の4つの改革プロセスに基づき、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めるとともに、市民の自治意識の高揚や満足度の向上、市職員の意識改革などに向けて、個別の取組を進めます。

1 改革プロセス1「効果的かつ効率的な行政運営の確立に向けて」

アウトソーシングの推進、事務事業の統廃合・移管等、電子市役所への取組推進などのほか、行政評価機能の拡充などに取り組みます。

2 改革プロセス2「持続可能な財政運営の確立に向けて」

計画的な財政運営，自主財源の確保，補助金交付の適正化，受益者負担の公平性の確保に取り組みます。

3 改革プロセス3「自治分権型のまちづくりと協働の推進に向けて」

市民参加の充実，協働の環境づくりの推進，分権時代に対応した自治能力の向上に取り組みます。

4 改革プロセス4「市役所のスリム化と体質の改善に向けて」

職員数，諸手当等の見直し，組織の再編や柔軟な運用，新しい人事制度の構築に取り組みます。

推進期間

プログラムの推進期間は，平成15年度から平成18年度当初までとします。なお，次期総合計画の策定に合わせて見直しを行います。

推進体制

行財政構造改革推進本部においてプログラムの進行管理を行います。進行状況は，年に1度を目処に市民に公表します。

個別の推進事項

次のとおりとします。なお，個別の推進事項には，既に平成15年度に実施済みの項目を一部含みます。

推進事項としてこのプログラムに掲載されていないものについても，必要に応じ，適宜，見直しに努めます。

改革プロセス 1

効果的かつ効率的な行政運営の確立に向けて

- | | | | |
|---|--------------|----|---------------------|
| 1 | アウトソーシングの推進 | 1 | 市立社会福祉施設の民営化 |
| | | 2 | 指定管理者制度の導入 |
| | | 3 | P F I方式の導入検討 |
| | | 4 | 性能発注方式の導入検討 |
| | | 5 | 市営住宅の買取り・借上げ方式の活用検討 |
| | | 6 | 業務委託の拡大 |
| 2 | 事務事業の統廃合，移管等 | 7 | 留守家庭児童会の保健福祉部への移管 |
| | | 8 | 農業集落排水事業の水道局への移管 |
| | | 9 | 家庭に関する相談業務の見直し |
| | | 10 | 高齢者訪問事業の連携強化の検討 |
| | | 11 | 地域保健福祉センター事業の見直し検討 |
| 3 | 電子市役所への取組推進 | 12 | 電子市役所への取組推進 |
| 4 | 窓口サービスの向上 | 13 | 窓口開設時間の延長検討 |
| | | 14 | コンビニ収納の導入 |
| 5 | 各種助成制度の見直し | 15 | 各種助成制度の見直し |
| 6 | 施設等の見直し | 16 | 小・中学校の適正配置の推進 |
| | | 17 | 北都商業高等学校の方向性の整理 |
| | | 18 | 市立保育所等の在り方の検討 |
| | | 19 | 公民館分館の再配置の検討 |
| 7 | 第三セクター等の見直し | 20 | 第三セクター等に対する関与の見直し |
| 8 | 行政評価機能の拡充 | 21 | 行政評価制度の見直し |
| | | 22 | 機能評価の実施 |
| 9 | その他の事業の見直し | 23 | 建設コストの縮減 |
| | | 24 | 市有施設の保全情報システムの開発 |
| | | 25 | その他の事務改善等 |

改革プロセス 2

持続可能な財政運営の確立に向けて

- | | | | |
|---|--------------|----|----------------------|
| 1 | 計画的な財政運営の推進 | 26 | 財政運営に関する中長期的な数値目標の設定 |
| | | 27 | 新たな財政分析手法の導入 |
| | | 28 | 政策主導型財政システムへの転換 |
| 2 | 自主財源の確保 | 29 | 基金の新たな活用手法の導入 |
| | | 30 | 各種収納率の向上 |
| | | 31 | 未登記家屋の実地調査の実施 |
| | | 32 | 公有財産の有効活用 |
| 3 | 補助金交付の適正化 | 33 | 補助金の基準の策定等 |
| 4 | 受益者負担の公平性の確保 | 34 | 使用料，手数料の基準の策定等 |
| | | 35 | 使用料の見直し |

改革プロセス 3

自治分権型のまちづくりと協働の推進に向けて

- 1 市民参加の充実
 - 36 情報公開制度の総合的な見直し
 - 37 市民参加の取組推進

- 2 協働の環境づくりの推進
 - 38 市民と行政の役割分担の基準策定
 - 39 市民活動交流センター（仮称）の設置
 - 40 市民活動促進に関する方針の策定検討
 - 41 外郭団体の自立化促進
 - 42 アダプト制度の導入検討

- 3 分権時代に対応した自治能力の向上
 - 43 地方独立行政法人制度の導入検討
 - 44 庁議の活性化
 - 45 政策法務能力の向上
 - 46 要綱等の見直し
 - 47 自治体運営における権限の拡充等
 - 48 行政手続制度の適正な運用

改革プロセス 4

市役所のスリム化と体質の改善に向けて

- 1 職員数，諸手当等の見直し
 - 49 職員数250人削減の推進
 - 50 諸手当等の見直し

- 2 組織の再編・運用
 - 51 組織の見直し
 - 52 管理職の縮小
 - 53 市役所内の分権の推進

- 3 新しい人事制度の構築
 - 54 人材育成基本方針の策定
 - 55 各種人事制度等の見直し

次ページ以降の表の実施年度の見方について（凡例）

年度別の取組項目	実施年度				
	15	16	17	18	
（例1）					平成15年度に行う（行った）もの
（例2）			→		始期が平成16年度で，終期が17年度中のもの
（例3）				→	始期が平成17年度で，終期が18年度当初のもの
（例4）			→		始期は平成16年度だが，18年度以降も継続するもの

注1：プログラムの推進期間を平成15年度から平成18年度当初までと設定しているため，平成14年度以前から行っている取組項目については，平成15年度に 印を付しています。

注2：「平成18年度当初」とは，原則的に4月を想定しています。

改革プロセス1 効果的かつ効率的な行政運営の確立に向けて

1 アウトソーシングの推進

推進事項	市立社会福祉施設の民営化					1
所管部局	保健福祉部					
取組内容	緑風苑の社会福祉法人への移管，つつじ学園，北星のぞみ荘の社会福祉法人への移管・統合を検討する。					
効果	<ul style="list-style-type: none"> 施設の居住環境等の向上 人件費，管理運営費の削減 					
年度別の取組項目		実施年度				
		15	16	17	18	
緑風苑の移管						
つつじ学園の移管の検討						
北星のぞみ荘の統合の検討						

推進事項	指定管理者制度の導入					2
所管部局	企画財政部，生活交流部，保健福祉部，保健所，農政部，土木部 生涯学習部，各部局					
取組内容	指定管理者制度導入のガイドラインを作成する。 ときわ市民ホール・勤労者福祉総合センター，若者の郷，市営牧場等の公の施設の管理に指定管理者制度を導入する。					
効果	<ul style="list-style-type: none"> 民間の能力やノウハウの活用 市民ニーズに対応したサービスの提供 経費の削減 					
年度別の取組項目		実施年度				
		15	16	17	18	
制度導入ガイドラインの作成						
ときわ市民ホール・勤労者福祉総合センターへの導入						
若者の郷への導入						
市営牧場への導入						
管理委託方式を採用している既存施設への導入						

指定管理者制度

従来の「管理委託方式」（市出資法人や公共の団体等に委託する方式）に代わり，議会の議決を経て指定される「指定管理者」に公の施設の管理を委任する制度。指定管理者の範囲には，特に制約を設けず民間事業者も含まれる。

推進事項	P F I方式の導入検討		3		
所管部局	企画財政部				
取組内容	新たな施設の建設に当たって、P F I方式の導入を検討する。				
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の能力やノウハウの活用 ・良質なサービスの提供 ・建設コスト等の削減 				
年 度 別 の 取 組 項 目		実 施 年 度			
		1 5	1 6	1 7	1 8
P F I方式の導入検討					

PFI方式

Private Finance Initiativeの略。公共施設等の設計，建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う方式

推進事項	性能発注方式の導入検討		4		
所管部局	水道局				
取組内容	下水処理場の運転管理業務において，民間事業者の専門能力やノウハウを有効に活用できる性能発注方式の導入を検討する。				
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運転，維持管理業務の効率化 ・人件費，維持管理費の削減 				
年 度 別 の 取 組 項 目		実 施 年 度			
		1 5	1 6	1 7	1 8
性能発注方式の導入検討					

性能発注方式

発注の際に必要なとされる性能のみを規定し，その他の材料，施工方法の仕様については受注者の提案を取り入れる発注方式

推進事項	市営住宅の買取り・借上げ方式の活用検討		5		
所管部局	都市建築部				
取組内容	民間事業者の物件を買い取り，又は借上げ，市営住宅として供給することを検討する。				
効果	・建設コストの削減				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
中心市街地における買取り方式による市営住宅の供給の検討					
中心市街地における借上げ方式による市営住宅の供給の検討					

推進事項	業務委託の拡大		6		
所管部局	企画財政部，生活交流部，環境部，生涯学習部，水道局				
取組内容	各種公共施設の管理運営業務等の委託を拡大する。				
効果	・業務の効率化 ・人件費，管理運営費等の削減				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
汎用機の運転管理業務の委託の拡大					
消費生活相談業務の委託の拡大					
環境センターの管理委託の検討					
ごみ収集運搬体制及び委託等の在り方の検討					
総合体育館の収納業務，受付業務等の委託の実施					
浄水場の運転管理業務の委託の検討					

2 事務事業の統廃合，移管等

推進事項	留守家庭児童会の保健福祉部への移管		7		
所管部局	保健福祉部，生涯学習部				
取組内容	留守家庭児童会に係る事務を保健福祉部に移管する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサービス事業の窓口一元化 ・管理体制の効率化 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
保健福祉部への事務の移管					

推進事項	農業集落排水事業の水道局への移管		8		
所管部局	農政部，水道局				
取組内容	千代ヶ岡地区農業集落排水処理施設の管理を水道局に移管する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業との管理の一元化 ・水道局の技術的ノウハウ活用，業務の効率化 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
水道局への管理の移管					

推進事項	家庭に関する相談業務の見直し		9		
所管部局	保健福祉部，学校教育部，生涯学習部				
取組内容	女性相談，家庭児童相談，子ども相談等の連携を強化する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実，ネットワーク化 ・業務の効率化 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
子ども・女性支援ネットワークの構築					
相談業務の連携強化の検討					→

推進事項	高齢者訪問事業の連携強化の検討		10		
所管部局	保健福祉部，消防本部				
取組内容	ひとり暮らし高齢者訪問事業や訪問健康相談等推進事業など在宅高齢者を対象とした事業の連携強化を検討する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・役割分担の明確化 ・事業の効率化 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
事業の連携強化の検討					→

推進事項	地域保健福祉センター事業の見直し検討		1	1	
所管部局	市民部，保健福祉部				
取組内容	地域保健福祉センター事業と支所業務の連携等を含め，事業手法などを検討する。				
効果	・業務の効率化				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
地域保健福祉センター事業の見直し検討					

3 電子市役所への取組推進

推進事項	電子市役所への取組推進	1 2			
所管部局	企画財政部，都市建築部，土木部，会計課，各部局				
取組内容	「e-Asahikawa 推進計画」などに基づき，I T（情報通信技術）活用による情報化推進の取組を行う。				
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの向上 ・業務の効率化 ・事務の改善 				
年 度 別 の 取 組 項 目		実 施 年 度			
		1 5	1 6	1 7	1 8
e-Asahikawa 推進計画に掲げた取組推進		—			
統合型GISの構築		—			
財務会計システムの見直し				—	→

e-Asahikawa推進計画

電子市役所の構築に向け，行政サービスと市民参加の拡充，業務の高度化・効率化，情報通信基盤の整備，I T（情報通信技術，Information Technology の略）による広域連携の実現を目標とした本市の行動計画（平成15年9月策定）

GIS

Geographic Information System の略。地図情報と都市計画や土木関連，防災，福祉，観光などの情報を関連づけ，複数部局で共用できるもの

4 窓口サービスの向上

推進事項	窓口開設時間の延長検討		1	3	
所管部局	市民部				
取組内容	市民課の窓口開設時間の延長を検討する。				
効果	・市民の利便性の向上				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
市民課の窓口開設時間の延長検討					
市民課の窓口開設時間延長の試行					

推進事項	コンビニ収納の導入		1	4	
所管部局	市民部，水道局				
取組内容	上下水道料金の収納事務をコンビニエンスストアに委託する。 税，国民健康保険料等についても委託を検討する。				
効果	・市民の利便性の向上 ・収納率の向上				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
上下水道料金のコンビニ収納の実施					
税，国民健康保険料等のコンビニ収納の検討					

5 各種助成制度の見直し

推進事項	各種助成制度の見直し	15			
所管部局	総務部，保健福祉部，商工観光部，農政部，都市建築部，土木部				
取組内容	扶助費，補助金，貸付金など各種助成制度の助成条件等を見直すほか，制度の廃止を含む見直しを検討する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の削減，効果的な配分 ・時代の変化に応じた制度への改正 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
私立高等学校入学一時金，授業料補助金の見直し					
高齢者バス料金助成制度の見直し					
高齢者三療助成制度の見直し					
福祉タクシー利用料金助成制度の見直し検討			→		
社会福祉施設建設補助（市単独分）の見直し					
勤労者資金貸付事業の見直し					
農業あつぎ夢支援事業の見直し検討			→		
やさしさ住宅助成制度への所得制限の導入				→	
住宅資金貸付の新築，建売，中古を廃止しリフォームに特化				→	
融雪施設設置資金融資あっせん制度の見直し					

6 施設等の見直し

推進事項	小・中学校の適正配置の推進		16		
所管部局	学校教育部				
取組内容	小・中学校の適正規模の基準を定め、これに基づく適正配置計画を策定する。 併せて個別の学校の適正配置を推進する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校の適正規模化，適正配置による良好な教育環境の提供 学校運営等の効率化 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
適正配置計画の策定					
適正配置の推進					

推進事項	北都商業高等学校の方向性の整理		17		
所管部局	学校教育部				
取組内容	三部制，単位制の導入，総合学科への転換などの方向性を整理する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> 多様化する教育ニーズへの対応 地域に密着した個性ある学校づくり 生涯学習社会への対応 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
基本計画の策定					

推進事項	市立保育所等の在り方の検討		18		
所管部局	保健福祉部				
取組内容	通年制保育園は、保育内容の充実や認可制への移行を検討する。 へき地・季節保育所は、入所率が低いため統廃合を検討する。 市立保育所の先導的・指導的役割と体制の明確化など、その在り方を検討する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・保育内容の充実による待機児童の解消 ・施設の統廃合による経費の削減 ・市内保育所の保育水準の向上 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
通年制保育園の入所受入年齢の引下げの検討					
へき地・季節保育所の統廃合の検討				→	
通年制保育園の認可保育所への移行の推進					
市立保育所の在り方の検討			→		

推進事項	公民館分館の再配置の検討		19		
所管部局	生涯学習部				
取組内容	公民館分館について、都市化による地区公民館の新設や廃校が予想される学校の併設分館などの地域状況を勘案して、その存廃を検討する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・運営の効率化 ・経費の削減 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
学校併設分館の再配置の検討					→

7 第三セクター等の見直し

推進事項	第三セクター等に対する関与の見直し		20		
所管部局	企画財政部，各部局				
取組内容	個々の団体の現状や指定管理者，情報公開等の制度改正等を踏まえ，第三セクター等に対する行政の関与の見直しを行う。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時宜に応じた適切な関与 ・ 経営内容の改善，運営の透明性向上，統廃合等 ・ 派遣職員の削減 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
第三セクター等に対する行政の関与の方針の改定					
同方針に基づく指導，監督等					
派遣職員の削減					

8 行政評価機能の拡充

推進事項	行政評価制度の見直し		2	1	
所管部局	企画財政部，市立旭川病院，水道局				
取組内容	<p>政策，予算編成との連携を強化し，市民参加型組織の設置や達成度の数値化など行政評価の充実に向けた制度改正を行う。</p> <p>外部委員による市立旭川病院の在り方に関する懇話会を設置する。</p> <p>水道局で事業評価制度の試行，段階的導入を行う。</p>				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的，効率的な行財政運営 ・市民への説明責任の実行 ・職員の意識改革 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
行政評価制度の見直し					
懇話会の設置（市立旭川病院）					
事業評価制度の試行，段階的導入（水道局）					

推進事項	機能評価の実施		2	2	
所管部局	市立旭川病院				
取組内容	<p>財団法人日本医療機能評価機構から，病院機能の現状について客観的な評価を受ける。</p>				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・病院経営の効率化，サービスの改善 ・医療に対する信頼性の向上 ・職員の意識改革 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
機能評価の実施					

9 その他の事業の見直し

推進事項	建設コストの縮減		2	3	
所管部局	総務部，都市建築部，土木部				
取組内容	共同企業体の施工する公共工事に分担施工方式（異業種共同企業体を含む。）を導入し，併せて，積算基準，設計仕様等の見直しを行う。				
効果	・建設コストの縮減				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
共同企業体施工工事に分担施工方式(異業種含む。)の導入					
公共工事コスト縮減の推進					

分担施工方式

一つの工事を複数の工区に分割し，各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する方式

推進事項	市有施設の保全情報システムの開発		2	4	
所管部局	都市建築部				
取組内容	市有施設の保守保全情報をシステム化し，計画的かつ効率的な修繕，改修等を行う。				
効果	・公共施設の長寿命化によるコストの削減 ・更新改修コストの平準化				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
市有施設建築保全基礎調査の実施			→		
市有施設のマイクロフィルムの電子化				→	
基本方針の作成					
保全情報システムの開発					

推進事項	その他の事務改善等		25		
所管部局	総務部，保健所，生涯学習部，選挙管理委員会事務局				
取組内容	車両管理，駐車場の管理，予防接種の積算，がん検診事業，大雪クリスタルホールの管理運営，不在者投票について事務の見直しなどを行う。				
効果	・事務の効率化，事務の改善など				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
車両管理事務の見直し					
総合庁舎，第三庁舎駐車場の管理の在り方の検討					
予防接種の積算見直し			→		
がん検診事業の見直し					
大雪クリスタルホールの管理運営の在り方の検討					
期日前・不在者投票管理システムの導入					

改革プロセス2 持続可能な財政運営の確立に向けて

1 計画的な財政運営の推進

推進事項	財政運営に関する中長期的な数値目標の設定	26			
所管部局	企画財政部，水道局				
取組内容	経常収支比率，公債費比率等の目標値設定のほか，市民に分かりやすい数値目標を設定し，その達成に向けた取組方策を明らかにする。 上下水道事業に係る財政計画を策定する。				
効果	・ 計画的な財政運営 ・ 財政の健全化，透明性の向上				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
数値目標の設定及び取組方策の検討並びに公表					
数値目標等の見直し					
数値目標等の見直し結果の公表					
上下水道事業に係る財政計画の策定（水道局）					

経常収支比率

一般財源に対する人件費，扶助費，公債費など経常的に支出する経費の割合。財政構造の弾力性を示す指標として用いられ，一般には80%を超える場合には弾力性が失われつつあるといわれる。

公債費比率

市債の償還及び利子の，標準的に入ると見込まれる一般財源に対する割合

推進事項	新たな財政分析手法の導入		27		
所管部局	企画財政部				
取組内容	企業会計的手法も取り入れながら財務状況を明らかにし、財政運営に反映させる。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な財政運営 ・ 財政の健全化，透明性の向上 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
バランスシート及び行政コスト計算書の活用方法の検討					
財政白書の作成及び公表					

企業会計的手法

公会計に決算中心主義，発生主義，複式簿記などの企業会計手法を導入し，分析を行うこと。

バランスシート

年度末において所有するすべての資産や負債などの状況を表した報告書

行政コスト計算書

民間企業の損益計算書に相当するもの。地方公共団体の行政活動に要するコスト（費用）を説明する計算書のこと。

推進事項	政策主導型財政システムへの転換		28		
所管部局	企画財政部				
取組内容	政策主導の予算編成に向けた手法の確立を図る。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財源配分の効率化 ・ 予算の独自性の確保 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
事業計画調査の見直し					
事業計画調査と予算編成の連携強化					
所管部局の主体的な政策判断による予算編成手法の検討					

2 自主財源の確保

推進事項	基金の新たな活用手法の導入		2	9	
所管部局	企画財政部				
取組内容	効果的な基金活用手法の導入を図る。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政基盤の強化 ・ 安定的な財政運営の確立 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
基金活用手法の検討及び規程等の整備					
新たな活用手法の運用					

推進事項	各種収納率の向上		3	0	
所管部局	市民部，保健福祉部，都市建築部，水道局				
取組内容	納入指導，滞納整理等を強化し，市税，国民健康保険料，保育料，生活保護費返還金，生活つなぎ資金償還金，市営住宅使用料，上下水道料等の収納率の向上を図る。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主財源の確保 ・ 負担の公平性の確保 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
口座振替の推進					
嘱託職員の活用					
納入指導，滞納整理の強化					

推進事項	未登記家屋の実地調査の実施		3	1	
所管部局	市民部				
取組内容	未登記家屋等の実地調査を一斉に実施する。				
効 果	・ 税負担の公平化				
年 度 別 の 取 組 項 目		実 施 年 度			
		1 5	1 6	1 7	1 8
未登記家屋の実地調査の実施					

推進事項	公有財産の有効活用		3	2	
所管部局	総務部，各部局				
取組内容	遊休地等の売却を促進する。				
効 果	・ 収入の確保 ・ 管理業務の軽減				
年 度 別 の 取 組 項 目		実 施 年 度			
		1 5	1 6	1 7	1 8
遊休地等の売却促進（土地建物売払収入）					

3 補助金交付の適正化

推進事項	補助金の基準の策定等			33	
所管部局	企画財政部，各部局				
取組内容	補助の実施の判断及び補助金額の算定等に関する基準を明らかにする。 併せて，交付手続の標準化を図る。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付決定の公平性，透明性の確保 ・ 補助金の適正かつ効率的な執行 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
補助金交付基準の策定と基準に基づく点検					
基準に基づく補助手続，補助金額等の見直し					
補助効果等を判定する外部機関の設置					

4 受益者負担の公平性の確保

推進事項	使用料，手数料の基準の策定等		3	4		
所管部局	企画財政部，各部局					
取組内容	使用料，手数料の積算根拠の考え方や減免の基準等を明らかにする。					
効果	・行政運営における受益者負担の適正化					
年度別の取組項目			実施年度			
			15	16	17	18
使用料，手数料設定基準の策定						
基準に基づく使用料，手数料の見直し						

推進事項	使用料の見直し		3	5		
所管部局	環境部，都市建築部					
取組内容	家庭ごみ処理費用の負担の在り方について方針を決定する。 市営住宅駐車場の有料化を行う。					
効果	・受益者負担の適正化 ・使用料収入の増					
年度別の取組項目			実施年度			
			15	16	17	18
家庭ごみ処理費用の負担の在り方の検討（市民意見の把握）						
家庭ごみ処理費用の負担の在り方に係る方針の決定						
市営住宅駐車場の有料化						

改革プロセス3 自治分権型のまちづくりと協働の推進に向けて

1 市民参加の充実

推進事項	情報公開制度の総合的な見直し		3	6	
所管部局	生活交流部				
取組内容	IT（情報通信技術）の進展などに伴い、情報公開条例及び個人情報保護条例を総合的に見直すほか、市政情報コーナーの機能強化を行う。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への説明責任の実行 ・情報提供の促進 ・市民との情報の共有化 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
情報公開条例及び個人情報保護条例の見直し検討					
情報公開条例及び個人情報保護条例の改正					
市政情報コーナーの充実					

推進事項	市民参加の取組推進		3	7	
所管部局	企画財政部，生活交流部				
取組内容	次期総合計画の策定に向け、市民提言型の組織を設置する。 市民参加推進条例の見直し条項に基づき、市民参加推進施策等について見直しを検討する。				
効果	・市民の意見，提案等の施策への反映				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
次期総合計画策定に向けた市民提言型組織の設置					
市民参加推進条例の見直し条項に基づく検討					

2 協働の環境づくりの推進

推進事項	市民と行政の役割分担の基準策定		3	8	
所管部局	企画財政部				
取組内容	地域での公共サービスの提供において、専ら行政が担う領域、市民と協働する領域等についての判断基準を策定する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> 行政資源配分の最適化 行政評価、事業計画、予算等での活用 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
市民と行政の役割分担の基準の策定及び公表					

推進事項	市民活動交流センター（仮称）の設置		3	9	
所管部局	生活交流部				
取組内容	市民団体や住民組織による情報交換などの相互交流、活動状況のPR、行政情報の提供及び活動支援の場として拠点の整備を行う。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体、住民組織の活動促進 公共サービス提供の担い手の育成等 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
センターの整備に向けた検討会議の設置及び検討			→		

センターの開設					

推進事項	市民活動促進に関する方針の策定検討		40		
所管部局	生活交流部				
取組内容	公共サービス提供の担い手となる市民活動団体を育成し、支援する環境の整備について方針の策定を検討する。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サービス提供の担い手の育成等 ・協働の環境づくりと実践の推進 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
市民活動促進に関する方針の策定検討					

推進事項	外郭団体の自立化促進		41		
所管部局	生活交流部，商工観光部，農政部，各部局				
取組内容	市民委員会連絡協議会，旭川・ブルーミントン・ノーマル姉妹都市委員会，日韓友好親善協会，物産協会などの自立化の促進に向け，支援体制の段階的な見直しを行う。 農業者，生産者団体を主体とする農業まつりに向けた検討を行う。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の主体的活動の促進 ・対等な関係の醸成，役割分担の明確化 ・事務局業務の軽減 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
市民委員会連絡協議会の事務局体制の見直し					

姉妹都市委員会事務局業務の見直し					

日韓友好親善協会事務局体制の見直し					

物産協会事務局体制の見直し					

農業まつり実行委員会事務局体制の見直し					

その他外郭団体の自立化の検討					

推進事項	アダプト制度の導入検討		4	2	
所管部局	企画財政部，生活交流部，各部局				
取組内容	住民に身近な公共施設の管理にアダプト制度導入を検討する。				
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民，市民団体等の自発的活動の促進 ・ 施設の管理経費の軽減 				
年 度 別 の 取 組 項 目		実 施 年 度			
		1 5	1 6	1 7	1 8
アダプト制度の導入の検討					

アダプト制度

「アダプト (adopt) 」とは英語で「養子にする」を意味し，街路樹や公園などの「養子」を市民が「里親」として管理等を行う制度

3 分権時代に対応した自治能力の向上

推進事項	地方独立行政法人制度の導入検討		4	3
所管部局	企画財政部，各部局			
取組内容	地方独立行政法人制度の創設に伴い，対象となる事業分野，導入方法，効果等について，関係部局により検討する。			
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率性やサービス水準の向上 ・業績主義による人事管理の実施 ・財務運営の弾力化 			
年度別の取組項目		実施年度		
		15	16	17
地方独立行政法人制度の導入検討				

地方独立行政法人制度

公共上の見地からその地域において確実に実施される必要がある事務及び事業のうち，地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要はないものの，民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため，地方公共団体が設立する法人

推進事項	庁議の活性化		4	4
所管部局	企画財政部			
取組内容	従来の庁議及び部長連絡会議を改組し，庁議の構成員の拡大及び定例会化など運営方法の見直しを行う。			
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・政策課題の共有化 ・意思決定の補完性向上 ・全庁横断的な対応 			
年度別の取組項目		実施年度		
		15	16	17
庁議の構成員の見直し，運営方法等の改善				

庁議

本市行政の効率的かつ円滑な運営を図るため，旭川市庁議規則により設けられたもの。市長が招集し，市政の重要事項等について審議，意見交換等を行う。

推進事項	政策法務能力の向上		4	5		
所管部局	総務部					
取組内容	政策法務研修を充実するとともに、庁内横断的組織である「分権まちづくり法務検討会議」において政策の条例化等について検討する。					
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の法務能力，意識等の向上 ・ 政策的な条例制定などの推進 					
年度別の取組項目			実施年度			
			15	16	17	18
政策法務研修の継続						
分権まちづくり法務検討会議の活用						

推進事項	要綱等の見直し		4	6		
所管部局	総務部，各部局					
取組内容	各部局の要綱等の制定状況を調査し，その活用方法を検討の上，要綱等の制定指針を作成する。					
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理の透明化，運用の統一化 ・ 市民への説明責任の実行 					
年度別の取組項目			実施年度			
			15	16	17	18
要綱等の制定指針の作成						

推進事項	自治体運営における権限の拡充等		4	7
所管部局	企画財政部，各部局			
取組内容	地方分権時代の自治体運営に当たって，基礎的自治体と国，北海道との関係をとらえ直し，必要な権限の拡充や税財源の移譲等について，国，北海道に働きかける。			
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体としての機能強化 ・市民サービスの向上 			
年 度 別 の 取 組 項 目		実 施 年 度		
		1 5	1 6	1 7
権限の拡充等の促進				

推進事項	行政手続制度の適正な運用		4	8
所管部局	企画財政部，各部局			
取組内容	法令に基づき市が行う許認可等の処分，行政指導，届出等に係る手続について，適正に運用するとともに，ホームページを活用した審査基準，標準処理期間等の公表などを検討する。			
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の権利保護，利便性の向上 ・行政手続の透明化 			
年 度 別 の 取 組 項 目		実 施 年 度		
		1 5	1 6	1 7
行政手続制度の適正な運用				
ホームページを活用した審査基準等の公表の検討				

改革プロセス4 市役所のスリム化と体質の改善に向けて

1 職員数，諸手当等の見直し

推進事項	職員数250人削減の推進	49			
所管部局	総務部，各部局				
取組内容	平成18年度当初を目処に，アウトソーシング，統廃合，効率化等による事務事業の見直しや，適材適所の職員配置，臨時・嘱託職員の活用，配置基準の見直しなどにより，段階的に250人を削減する。				
効果	・行政のスリム化 (H15 104人削減) (H16 約 60人) (H17・H18 約 90人)				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
250人削減の推進					→
(アウトソーシングの推進など 推進事項 1, 6ほか)					
(国等への職員派遣の見直し)				→	
(海外職員相互派遣の見直し)					
(電話交換業務の見直し)					→
(税オンラインシステム導入に伴う職員体制の見直し)		→			
(新築家屋等減少に伴う職員体制の見直し)					
(保健師の職域拡大による配置の見直し)				→	
(農業センターの管理運営体制の見直し)		→			
(土木事業所統合による職員体制の見直し)		→			
(公共事業縮小に伴う職員体制の見直し)				→	
(学校用務員の配置基準等の見直し)					→
(地区図書館職員配置の見直し)				→	→
(公民館職員配置の見直し)				→	
(水道局の職員体制の見直し)					→

推進事項	諸手当等の見直し		50		
所管部局	総務部				
取組内容	社会情勢の変化等を考慮し、諸手当や旅費制度の見直しを行う。				
効果	・経費の削減				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
在勤地内旅費の見直し（日当，日額旅費の廃止）					
時間外勤務の縮減					
特地勤務手当の見直し					
通勤手当の見直し					

2 組織の再編・運用

推進事項	組織の見直し		5	1	
所管部局	企画財政部				
取組内容	次期総合計画の推進に合わせた組織の再編整備等を行う。				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな行政需要や市民ニーズ等への対応 ・簡素で効率的な体制の整備 				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
組織の見直し					
スタッフ制の導入拡大					

スタッフ制

課の下に係を置かない組織形態

推進事項	管理職の縮小		5	2	
所管部局	総務部				
取組内容	職員数250人削減の削減率(約7%)を上回る率で、管理職の配置縮小を行う。				
効果	・管理職の効果的配置,活用等 (H18 約10%の減)				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
管理職の登用・配置の縮小					>

推進事項	市役所内の分権の推進		5	3	
所管部局	企画財政部，総務部，各部局				
取組内容	組織の見直しに合わせて，専決規程など内部管理規程の全面的な見直しを行い，事務の執行及び管理，予算の執行，職員配置等の権限の一部について各部局への委譲を進める。				
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理の迅速化，効率化 ・ 組織運営の柔軟化 				
年 度 別 の 取 組 項 目		実 施 年 度			
		1 5	1 6	1 7	1 8
内部管理規程の見直し					

3 新しい人事制度の構築

推進事項	人材育成基本方針の策定		5	4	
所管部局	総務部				
取組内容	地方自治・新時代に的確に対応できる人材の育成に向け，人事諸制度の改革の方向を示す基本方針を策定する。				
効果	・ 職員の意欲，能力の向上				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
人材育成基本方針策定に係る内部検討委員会の設置					
女性職員の職域拡大・登用に係る内部検討委員会の設置					
人材育成基本方針の策定					
職員の研修体系の見直し					

推進事項	各種人事制度等の見直し		5	5	
所管部局	企画財政部，総務部				
取組内容	人事評価システムの整備，採用試験制度の見直し，昇任試験・希望降任制度等の導入のほか，職員提案制度の見直しやインターンシップ制度など新たな制度を検討する。				
効果	・ 職員の意欲，能力の向上				
年度別の取組項目		実施年度			
		15	16	17	18
人事評価システムの整備					
採用試験制度の見直し					
昇任試験・希望降任制度の導入					
自己申告制度の導入					
庁内公募制度の導入					
職員提案制度の見直し					

インターンシップ制度

学生が，在学中に自らの専攻，将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

旭川市行財政構造改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 現下の厳しい財政状況を克服し、本市の健全財政を確立するとともに、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行財政運営の推進を図るため、旭川市行財政構造改革推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行財政構造改革の推進及び総合調整に関すること。
- (2) その他行財政構造改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、助役をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げるものをもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、企画財政部を担任する助役である副本部長がその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 推進本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

第6条 削除

(部会)

第7条 本部会議を経て決定された事項に基づき、部又はこれに相当する組織(会計課を含む。以下「部局」という。)において必要な取組を実施するため、部局ごとに部会を置く。

- 2 部会は、部局に属する本部員、部長相当職、次長、課長その他必要な職員をもって組織する。
- 3 部会長は、部局に属する本部員をもって充てる。ただし、総務部にあつては総務部長を、

都市建築部にあつては都市建築部長を，土木部にあつては土木部長を，生涯学習部にあつては生涯学習部長を，会計課にあつては会計課長をもって充てる。

4 第5条の規定は，部会の会議について準用する。

5 前各項に定めるもののほか，部会の運営に関し必要な事項は，部会長が別に定める。

（専門部会）

第8条 本部長は，必要があると認めるときは，専門的事項を調査又は検討させるため，推進本部に専門部会を置くことがある。

（庶務）

第9条 推進本部の庶務は，企画財政部において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか，推進本部の運営に関し必要な事項は，本部長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成15年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は，平成15年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は，平成16年1月20日から施行する。

別表（第3条関係）

本 部 員	収入役，水道事業管理者，教育長，企画財政部長，総務部長，総務監， 新人事制度担当部長，生活交流部長，市民部長，保健福祉部長，保健所長， 環境部長，商工観光部長，農政部長，都市建築部長，駅周辺開発担当部長， 土木部長，総合雪対策担当部長，市立旭川病院事務局長，消防長， 学校教育部長，生涯学習部長，スポーツ振興計画策定担当部長，営業部長， 事業部長，議会事務局長，農業委員会事務局長，選挙管理委員会事務局長 及び監査事務局長
-------	---

「旭川市の新しい行財政改革 2 1 の提言」(提言部分のみ抜すい)

1 全体を通じて

- 1 これからのまちづくりの基本として協働の考え方を位置付け、情報の共有や市民参加を進めながら、変化を恐れることなく、従来の取り組みから一歩踏み出した施策を展開されたい。
- 2 市役所という組織のためではなく、市民生活を常に念頭に置いた行財政改革であるという基本的なスタンスを強く認識されたい。
- 3 市民に対しては、まちづくりや行財政改革に関わる市の方針を分かりやすく具体的に提示し、市役所においては、職員の士気を高め、職場の活性化を促すよう、市長をはじめとする幹部職員がリーダーシップを発揮し、実行されたい。
- 4 達成度の数値化や市民参加型組織による事業評価の実施などに取り組み、市政運営における評価の透明性、実効性を確保されたい。

2 市民と行政の役割分担等について

(1) 市民と行政の役割分担

- 5 本市の公共サービスの在り方について考え方を整理し、行政の領域、市民の領域、協働する領域の類型化や担い手に係る判断基準を設定するなど、市民と行政の役割分担の明確化を図られたい。
- 6 役割分担のための基盤づくりとして、市民活動の支援、団体の育成に向け、拠点の整備、制度化などを計画的に進められたい。
- 7 市が市民セクター等に公共サービスをアウトソーシングするときは、その内容について積極的に情報提供を行い、説明責任を果たされたい。
- 8 市民生活に身近な事業分野や施設において、モデル事業を選定するなど、市民セクターや地域コミュニティとの協働の実践を進められたい。

(2) 市職員の意識及び市の組織

- 9 研修体系の見直しなども含む人材育成の基本的な方向性を示し、経営感覚やコスト意識を持つ人材の更なる育成等に努められたい。
- 10 適材適所の人事配置を進めるとともに、能力主義、実績主義を導入し、併せて人事評価システムを整備することで、公務能率の向上や職場組織の活性化を図られたい。
- 11 意思決定の迅速化や権限の委譲、明確化などにより市役所内の分権を推進されたい。
- 12 若手、中堅職員の意見や発想を受け止める仕組みや、こうした職員と市民との意見交流の機会を設けるなど、協働を推進する組織体制の強化に努められたい。

3 補助金の在り方について

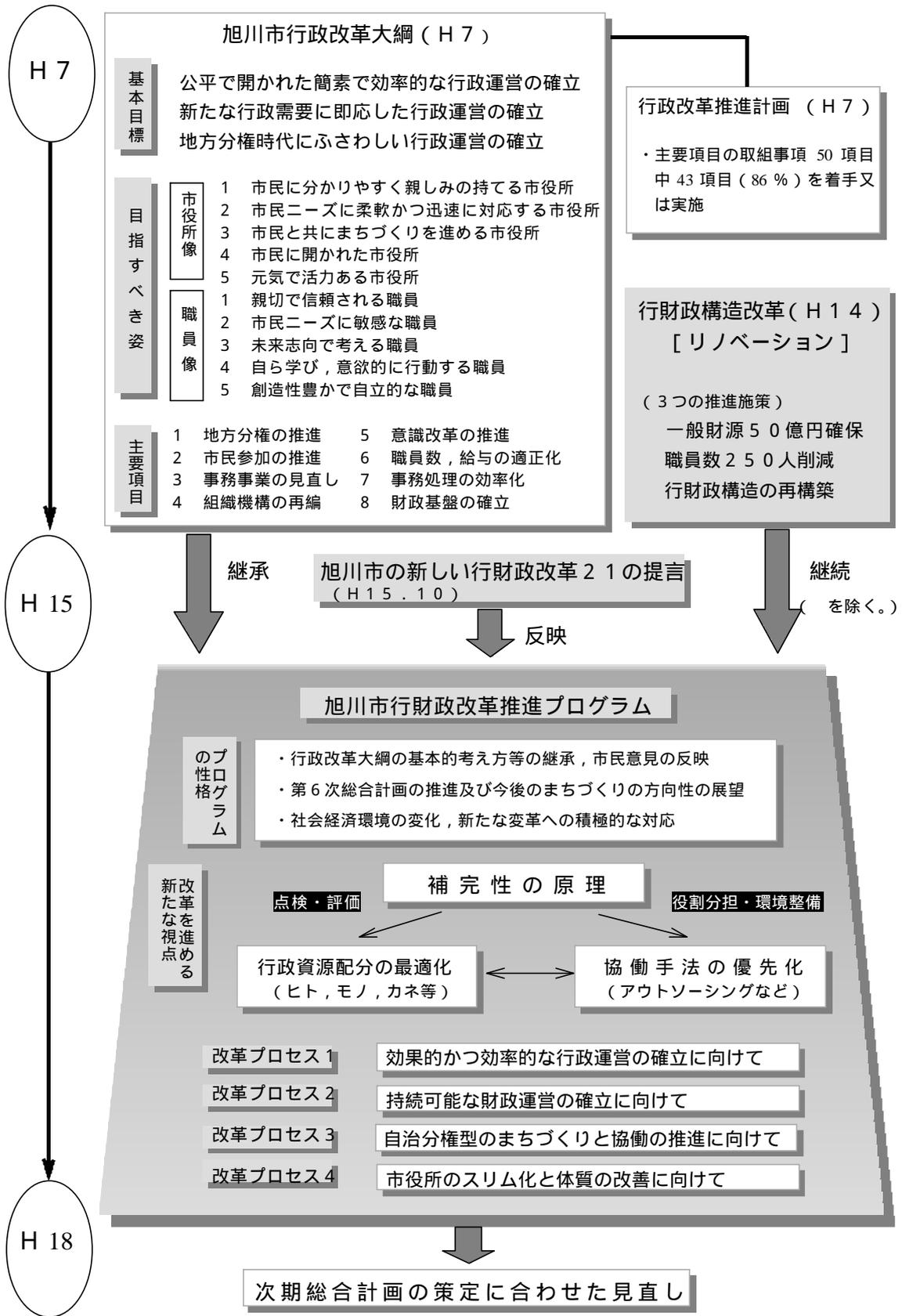
- 13 補助金は、個人であれ団体であれ、限定的に交付すべきとの基本に立ち、サンセット方式の導入、達成状況に応じた漸減などの基本方針を確立されたい。
- 14 補助金交付団体等に対し、自助努力による自立化を促すよう働きかけられたい。
- 15 補助金の公益性判断の視点、対象団体の適格性判断の視点、性質区分に応じた補助率の設定など、具体的な項目を盛り込んだ交付基準を早急に制定し、市民に公表されたい。
- 16 補助金の申請から報告まで一連の手續に係る規程類の標準化を図られたい。
- 17 補助金の効果測定に当たっては、予算から決算に重点を移し、公平、透明性の視点から市民を加えた外部機関を設けるなど、新たな仕組みづくりをされたい。

4 使用料・手数料の在り方について

- 18 受益者負担の原則を堅持し、政策的判断による無料化や、減免規定、市民と市民以外の区分を設けるときは、その領域、対象者、必要性等を明確にするなど慎重に行われたい。
- 19 施設使用料の設定に当たっては、原価と料金との対応関係を明確にし、積算根拠を市民に分かりやすく公表されたい。
- 20 料金収入に影響を及ぼす施設の稼働率、管理運営コスト等についても、常に検証されたい。
- 21 料金改定は、諸事情に応じ柔軟に行うほか、時期を設定するなど、定期的な見直しに努められたい。

注：「旭川市の新しい行財政改革 2 1 の提言」の全文は、市のホームページに掲載されています。

旭川市行財政改革推進プログラム策定の概念図



注：H7などは年度を表します。行政改革大綱・推進計画は，市のホームページに掲載されています。

～ 旭川市行財政改革推進プログラム ～

旭 川 市

企画財政部行財政改革推進課

〒 070-8525 旭川市 6 条通 9 丁目 4 6 番地

電話 0 1 6 6 - 2 5 - 6 2 0 5

FAX 0 1 6 6 - 2 3 - 8 2 1 7

e-mail:gyoukaku@city.asahikawa.hokkaido.jp

ホームページアドレス

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>